

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2025 年 6 月 27 日

(株式会社 gumi)

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社 gumi（以下「存続会社」といいます。）と株式会社 FgG（以下「消滅会社」といいます。）は、2025 年 5 月 28 日付で両当事者間で締結した吸収合併契約書に基づき、2025 年 8 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。その結果、存続会社は消滅会社の権利義務全部を承継して存続し、消滅会社は解散することといたしました。

本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本吸収合併は完全親子会社間の無対価合併につき、存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、消滅会社の発行済株式の全部を保有する完全親会社であるため、本吸収合併に際し、株式の発行及び金銭等合併対価の交付を行いません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社についての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 存続会社についての事項

(1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関

する事項

存続会社（2025 年 4 月 30 日現在）及び消滅会社（2024 年 4 月 30 日現在）のそれぞれの資産の額、負債の額及び純資産の額は下表のとおりです。

	資産の額	負債の額	純資産の額
存続会社	19,286 百万円	11,448 百万円	7,838 百万円
消滅会社	306 百万円	1 百万円	305 百万円

存続会社の最終事業年度の末日後本日までの間、存続会社において、債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等は生じておりません。また、消滅会社の最終事業年度の末日の資産の額は、その負債の額を上回っております。本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、予測されておりません。

以上により、本吸収合併の効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みはあるものと判断いたしております。

7. その他

本日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

別紙 1

吸収合併契約書

吸収合併契約書（簡易・略式合併）

東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号 株式会社 gumi（以下「甲」という。）と東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号 株式会社 FgG（以下「乙」という。）は、甲乙間の合併について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）

第1条 （略式合併）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併を行い、甲は存続し、乙は解散する。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。
3. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

第2条 （効力発生日）

合併の効力発生日（以下、単に「効力発生日」という。）は、2025 年 8 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

第3条 （株式等の割当て）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わない。

第4条 （資本金及び資本準備金の額）

甲は、合併によりその資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

第5条 （権利義務の承継）

1. 乙は、2025年5月28日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を、効力発生日において甲に引き継ぐ。
2. 乙は、2025年5月29日から効力発生日までの間における資産及び負債の変動について、別途計算書を作成し、その内容を明確にする。

第6条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条 （従業員の引継ぎ）

甲は、乙に従業員がいる場合、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。この場合において、乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上決定する。

第8条 （解散費用）

効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第9条 （合併条件の変更等）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天変地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （規定外条項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自 1 通を保管する。ただし、本契約を電子契約の方法により締結する場合は、甲乙は、上記の記名押印に代えて、本書の電磁的記録を作成し、両名がこれに電子署名を付した上、各自その電磁的記録を原本として保有するものとする。

2025 年 5 月 28 日

甲：東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号
株式会社 gumi

代表取締役

川本 寛之

川本 寛之 (2025年5月28日 17:52 GMT+9)

乙：東京都新宿区西新宿四丁目 34 番 7 号
株式会社 FgG

代表取締役

川本 寛之

川本 寛之 (2025年5月28日 17:56 GMT+9)

別紙 2

株式会社 FgG の最終事業年度に係る計算書類等

計算書類

(第7期)

自 2023 年 5 月 1 日

至 2024 年 4 月 30 日

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株式会社 F g G

東京都新宿区西新宿 4 - 34 - 7

住友不動産西新宿ビル 5 号館 3 階

2024年 4月 30日

[illegible]

損益計算書

自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月 30日

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高合計		0
売上総利益		0
【販売費及び一般管理費】		69
営業利益		△69
【営業外収益】		
受取利息	2,552	
雑収入	3	
営業外収益合計		2,555
営業外費用合計		0
経常利益		2,485
特別利益合計		0
特別損失合計		0
税引前当期純利益		2,485
法人税、住民税及び事業税	1,064	
法人税等調整額	19	
法人税等合計		1,083
当期純利益		1,401

株主資本等変動計算書

自 2023年 5月 1日 至 2024年 4月 30日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金
					繰越利益 剰余金
当期首残高	10,000	141,500	131,500	273,000	20,923
当期変動額					
当期純利益					1,401
当期変動額合計	0	0	0	0	1,401
当期末残高	10,000	141,500	131,500	273,000	22,324

	株主資本		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	
	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,923	303,923	303,923
当期変動額			
当期純利益	1,401	1,401	1,401
当期変動額合計	1,401	1,401	1,401
当期末残高	22,324	305,324	305,324

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券市場価格のない株 …………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
式等以外のもの …………… 原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株 …………… 主として移動平均法による原価法を採用しております。
式等

2. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産（リース資産を除く） …………… 主に定率法を採用しております。
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につ
いては定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7～15年
工具、器具及び備品 4～10年
- 無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内にお
ける利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっており
ます。

3. 引当金の計上基準

- 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計
上しております。
- 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につい
ては貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権につい
ては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上し
ております。

4. 繰延資産の処理方法

- 株式交付費 …………… 支出時に全額費用処理しております。
- 社債発行費 …………… 支出時に全額費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりです。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① ユーザーに対するアイテム課金に係る収益

当社は、スマートフォン・タブレット端末等向けのオンラインゲームを配信しております。多くの場合、ユーザーに対し、ゲームは無料で提供し、ゲーム内で使用するアイテム等を有料で提供しております。当該サービスにおいては、顧客であるユーザーが当該アイテム等を用いてゲームを行い、当社がアイテムごとに定められた内容の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。そのため、顧客によるアイテム交換後の利用期間を見積り、当該見積り利用期間にわたって収益を認識しております。

② ゲームの共同開発・運営企業に対する役務提供に係る収益

当社では、スマートフォン・タブレット端末等向けのオンラインゲームを他社と共同で開発・運営しております。当該サービスにおいては、顧客である協業企業に対し、当社が開発・運営業務等の役務の提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社が顧客から受取る対価は、ユーザーからの課金額に応じて算定され、当社から顧客への請求額として確定した時点に収益を認識しております。

6. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

………… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

………… グループ通算制度を適用しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式

28,300 株

2. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類に係る附属明細書

(第7期)

自 2023年5月1日

至 2024年4月30日

1. 販売費および一般管理費の明細

株式会社 F g G

東京都新宿区西新宿 4-34-7
住友不動産西新宿ビル 5号館 3階

1. 販売費および一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
支 払 手 数 料	69	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計	69	